

公益財団法人佐々木泰樹育英会
2022 年度第 1 回臨時理事会 議事録

提案事項 1

選考委員の謝礼及び費用に関する規程(謝金規程)を別紙のとおりとする。

提案事項 2

2023 年度口語詩句奨学金応募要領を別紙のとおりとする。

提案事項 3

理事会決議があったものと看做される日を 2022 年 4 月 8 日付とする。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 佐々木泰樹

3 理事会の決議があったものとみなされた日 2022 年 4 月 8 日

4 議事録の作成にかかる職務を行った理事 佐々木泰樹

理事総数 7 名 監事総数 2 名

2022 年 4 月 1 日、理事長佐々木泰樹が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2022 年 4 月 8 日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条(定款第 33 条第 4 項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事は議事録を作成する。

2022 年 4 月 8 日

公益財団法人佐々木泰樹育英会
代表理事 佐々木泰樹

選考委員の謝礼及び費用に関する規程(謝金規程)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という。）定款第35条に基づき、選考委員の謝礼及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 謝礼とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益の一切をいう。費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、宿泊費、手数料等の経費をいう。謝礼とは明確に区分されるものとする。

(謝礼の支給)

第3条 本財団は、選考委員の職務執行の対価として謝礼を支給する。

2 本財団は、理事に対し奨学金給付等対象者の選考を委嘱した場合、その職務執行の対価として謝礼を支給することができる。

3 この法人は、選考委員に対し、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

4 この法人は、選考委員に対し、その地位にあることに対して報酬等を支給しない。

(謝礼の額)

第4条 選考委員に対し、その職務執行の対価として、選考分科会への出席1回につき、それぞれ下記の税抜報酬とし、報酬は毎月月末締めとして、出席回数により合計して計算し、源泉徴収後金額を翌月銀行振込により支払う。ただし、選考分科会への出席に伴い生じた交通費は別途支給しない。

(1)建築選考委員	15万円
(2)美術選考委員	5万円
(3)医学選考委員	5万円
(4)口語詩句奨学金選考委員	5万円
(5)口語詩句賞選考委員	5万円

2 理事に対し奨学金給付等対象者の選考を委嘱した場合の職務執行の対価として、選考分科会への出席1回につき、前項に準じた額とし、報酬は毎月月末締めとして、出席回数により合計して計算し、源泉徴収後金額を翌月銀行振込により支払う。ただし、選考分科会への出席に伴い生じた交通費は別途支給しない。

3 選考委員(第3条第2項で委嘱したものを含む)に対し、口語詩句月次佳作選考における

職務執行の対価として月次佳作選考1回につき3万円(税抜)とする。月次佳作選考を翌月の定められた期日までに本財団に提出するものとする。源泉徴収後報酬額を翌月末限り、銀行振込により支払う。

4 選考委員(本条第2項および第3項で委嘱したものを含む)に対し費用を支払う場合、事前に理事会の承認を受けなければならない。事前承認を受けていない場合には、直近の理事会において報告の上、事後承認を得なければならない。

5 本条第1項ないし第3項に定める報酬額がこの法人と同種の法人における選考委員に対する報酬額の相場から著しく乖離している等の特段の事情が存する場合には、選考委員(本条第2項および第3項で委嘱したものを含む)に対する報酬額を評議員会の決議により変更することができる。

6 選考委員は、選考分科会に自ら出席して意見を述べなければならない、代理人の出席は認められない。

(任期)

第5条 選考委員の任期は、別に定める「選考規程」によるものとする。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(実施細則)

第7条 本規程の実施に必要な細則は、理事会が別に定める。

附則

- 1 本規程は、2020年6月1日から施行する。
- 2 本規程は、2020年11月19日から施行する。
- 3 本規程は、2021年3月30日から施行する。
- 4 本規程は、2021年4月26日から施行する。
- 5 本規程は、2022年4月8日から施行する。